国土建労１０３９号
令和元年１２月２日

建設業者団体の長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年１２月２日付け国土建推第３０号・国土建労第９５８号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要

国土交通省

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和元年１２月２日発出）

通達の内容

（１）見積り
- ○ 明確な経費内訳による見積書の提出に基づく、双方の協議による適正な手順を踏まえた下請代金の設定
- ○ 請負契約書に記載すべき事項（請負代金の額を除く）について、具体的内容を見積条件として提示
- ○ 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意
- ○ 追加・変更契約の際にも見積依頼及び見積書を提出することを徹底

（２）社会保険加入の徹底
- ○ 元請負人は、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結
- ○ 下請負人は、元請負人又は直近上位の下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重
- ○ 併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険への加入を徹底
- ○ 建設工事標準請負契約約款の周知徹底

（３）契約
- ○ 書面による建設工事着工前の契約締結の徹底
- ○ 赤伝処理をする場合は合意に基づき契約書類に明記
- ○ 指値発注の禁止
- ○ 適正な手順による追加・変更契約、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応

（４）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休２日の推進等
- ○ 働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、下請契約においても適正な請負代金と工期設定を行い、週休２日など休日確保の推進

（５）施工管理の徹底
- ○ 見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の一層の徹底
- ○ 施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置きの徹底

（６）検査及び引渡し
- ○ 工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- ○ 検査完了後、下請負人から申し出があったときは直ちに引渡し

（７）下請代金の支払
- ○ 下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合、少なくとも労務費相当分は現金払
- ○ 120日以内で、できる限り短期間の手形期間（将来的には60日以内）
- ○ 特定建設業者は、一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形の交付による支払の禁止
- ○ できる限り短期間のファクタリング方式による決済期間
- ○ 注文者から支払を受けた日から１月以内でできる限り短期間での支払
- ○ 特定建設業者は、建設工事の完成を確認した後、引渡しの申し出の日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- ○ 前払金受領時の下請負人への適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- ○ 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

（８）下請負人への配慮等
- ○ 下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し不測の損害を与えることのないよう配慮
- ○ 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費の適切な考慮、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- ○ 地域建設業経営強化融資制度等の活用による支払の適正化
- ○ 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による、下請負人への法令遵守指導

（９）技能労働者への適切な賃金の支払
- ○ 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- ○ 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

（１０）消費税の円滑かつ適正な転嫁
- ○ 令和元年１０月１日の消費税率引上げに伴う対応に十分留意

（１１）関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）への上記の事項に準じた配慮